

当院からのご案内

◇歯科医院における厚生労働大臣が定める揭示事項です。

(1) 当院は厚生労働省が定める保険医療機関です。

(2) 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

診療報酬改定により、2024年10月1日から長期収載品を患者様ご自身で希望した際に選定療養費として自己負担が発生します。

*詳細はこちらから→https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

(3) 保険外負担に関する事項について

・当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

・金属床による総義歯の提供については一部が選定療養費として保険で支払われます。

◇当院では、以下の施設基準に適合している旨、厚生労働省関東信越厚生局に届出を行っています。

(1) 歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師およびスタッフがおります。

(2) 歯科外来診療安全対策加算1

当医院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動対外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

(3) 歯科外来診療感染対策加算1

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

(4) 歯科治療時医療管理料

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制をとることができます。

(5) クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行なっています。

(6) CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

コンピューター支援設計・製造ユニットを用いて製作される被せもの又は詰め物の治療を行なっています。

（７） 歯科技工士連携加算 2

患者さんの補綴物製作に際して、歯科技工士（所）と連携体制を確保しています。また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

（８） 歯科技工所ベースアップ支援料

「歯科技工所ベースアップ支援料」の施設基準の届出を行っており、患者さんに高精度で安全な治療（かぶせ物や入れ歯など）を安定してご提供できるよう、連携する歯科技工所と協力し、医療従事者の処遇改善に取り組んでまいります。

（９） 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2

当院は、医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、より質の高い医療を提供するため、以下の体制を整備しております。

- オンライン請求の実施：診療報酬の請求をオンラインで行っています。
- オンライン資格確認の導入：マイナンバーカードによる健康保険証（マイナ保険証）の資格確認体制を整備しています。
- 情報の共有と活用：患者様から同意をいただいた上で、過去の受診履歴、特定健診情報、薬剤情報等を診察室等で閲覧・活用し、より正確な診療を行っています。
- マイナ保険証の利用促進：質の高い医療を提供するため、マイナ保険証の積極的な利用をお願いするとともに、院内での声掛けやポスター掲示を行っています。
- 医療情報に基づく健康相談：マイナポータル等を通じて確認できる医療情報に基づき、患者様の健康管理に関するご相談に対応しています。
- 明細書の無料交付：当院では、医療の透明化を進めるため、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で交付しています。